NEWS RELEASE

ENEOS

２０２３年９月１３日

各　位

ＥＮＥＯＳホールディングス株式会社

公募ハイブリッド社債（劣後特約付社債）条件決定に関するお知らせ

当社（社長：齊藤 猛）は、２０２３年８月１０日にお知らせしました発行上限１，０００億円とする公募形式によるハイブリッド社債（劣後特約付社債）（以下、「本社債」）を、下記の条件で発行することを決定しましたので、お知らせいたします。

記

１.社債の名称	ＥＮＥＯＳホールディングス株式会社 第４回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）	ＥＮＥＯＳホールディングス株式会社 第５回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）	ＥＮＥＯＳホールディングス株式会社 第６回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）
２.社債の総額	金３８０億円	金５００億円	金１２０億円
３.各社債の金額	金１億円		
４.社債等振替法の適用	本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受けることとする。		
５.払込金額	各社債の金額１００円につき金１００円		
６.償還金額	各社債の金額１００円につき金１００円		
７.利率	１．３２８％※1 （対国債スプレッド＋１０５ｂｐ）	２．１９５％※2 （対国債スプレッド＋１５０ｂｐ）	２．８８１％※3 （対国債スプレッド＋１７５ｂｐ）
８.償還期日	２０８３年９月２０日		
９.申込期間	２０２３年９月１３日		
10.払込期日	２０２３年９月２０日		
11.募集の方法	一般募集		
12.償還の方法	(1) 満期償還 (2) 期限前償還 (3) 買入消却		
13.期限前償還※4	２０２８年９月２０日以降の各利払日に、または払込期日以降に税制事由もしくは資本性変更事由が生じ、かつ継続している場合に、当社の選択で期限前償還可能	２０３３年９月２０日以降の各利払日に、または払込期日以降に税制事由もしくは資本性変更事由が生じ、かつ継続している場合に、当社の選択で期限前償還可能	２０３８年９月２０日以降の各利払日に、または払込期日以降に税制事由もしくは資本性変更事由が生じ、かつ継続している場合に、当社の選択で期限前償還可能
14.担保および保証	本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。		

ENEOSホールディングス株式会社
広報部 広報グループ　〒100-8162 東京都千代田区大手町一丁目１番２号　TEL 03-6257-7150　www.hd.eneos.co.jp

15. 財務上の特約	本社債には財務上の特約は付されていない。		
16. 劣後特約	当社の清算手続、破産手続、更生手続もしくは再生手続または日本法によらないこれらに準ずる手続において、当社の一般の債務（同順位の劣後債務を除く）に劣後し、優先株式と同等の順位となる。		
17. 利払日	毎年３月２０日および９月２０日		
18. 利払の任意停止	当社は、ある利払日において、その裁量により、利払日における本社債の利息の支払の全部または一部を繰り延べることができる。		
19. 取得格付	Ａ－（株式会社格付投資情報センター） Ａ（株式会社日本格付研究所）		
20. 資本性※5	「クラス３、資本性５０」（株式会社格付投資情報センター） 「中・５０％」（株式会社日本格付研究所）		
21. 引受会社	野村證券株式会社、みずほ証券株式会社、大和証券株式会社、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社、ＳＭＢＣ日興証券株式会社		
22. 振替機関	株式会社証券保管振替機構		
23. 財務代理人、発行代理人および支払代理人	株式会社三井住友銀行	株式会社みずほ銀行	株式会社三菱ＵＦＪ銀行

※１　２０２３年９月２０日の翌日から２０２８年９月２０日までは固定利率、２０２８年９月２０日の翌日以降は変動利率（２０３３年９月２０日の翌日および２０４８年９月２０日の翌日に利率のステップアップが発生）。

※２　２０２３年９月２０日の翌日から２０３３年９月２０日までは固定利率、２０３３年９月２０日の翌日以降は変動利率（２０３３年９月２０日の翌日および２０５３年９月２０日の翌日に利率のステップアップが発生）。

※３　２０２３年９月２０日の翌日から２０３８年９月２０日までは固定利率、２０３８年９月２０日の翌日以降は変動利率（２０３８年９月２０日の翌日および２０５８年９月２０日の翌日に利率のステップアップが発生）。

※４　当社は、本社債の満期償還日以前に本社債を償還または買入れにより取得（以下、「期限前償還等」）する場合は、期限前償還等以前１２カ月間に、普通株式または格付機関から本社債と同等以上の資本性が認定される証券もしくは債務（以下、「借換証券」）により、資金調達を行うことを想定している。ただし、本社債の初回任意償還日以降に期限前償還等をする際、自己資本の蓄積を進めて十分な財務基盤を構築し、本社債の発行時点より十分に資本が積み上がる等の一定の条件下では、借換証券による資金調達を見送る可能性がある。

※５　本社債は負債であり、株式の希薄化は発生しない。

（注）この文書は、公募ハイブリッド社債（劣後特約付社債）の発行に関して一般に公表するための発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。

以　上

ENEOSホールディングス株式会社
広報部 広報グループ　〒100-8162 東京都千代田区大手町一丁目１番２号　TEL 03-6257-7150　www.hd.eneos.co.jp